

「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及び英国によって2017年6月7日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「B E P S防止措置実施条約」という。）によって修正される、2013年12月17日に署名された議定書によって改正された2006年2月2日に署名された「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」（以下「条約」という。）の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及び英国によって2018年6月29日に寄託者（経済協力開発機構事務総長）にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するB E P S防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びB E P S防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるB E P S防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、B E P S防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、B E P S防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている（例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている）。同様に、B E P S防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、B E P S防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

## BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、及び英国について2018年10月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
  - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2019年1月1日以後に生ずる課税事象
  - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2019年7月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十六条（相互協議手続）の規定は、条約につき、2019年1月1日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（BEPS防止措置実施条約によって修正される前の条約の規定に基づき、2019年1月1日において申立てをすることが認められなかったものを除く。）に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用される。

この文書に含まれる条約及び改正議定書の条文が統合された部分の適用は、改正議定書に規定される適用開始に関する規定に従うことに留意する。

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 3に規定する段落は、条約の前文に加わる。

#### 第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

~~所得及び譲渡収益に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第六条 1に規定する段落は、「所得及び譲渡収益に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

#### 第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

#### 第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第三条1（同条3の規定による修正の後のもの）の規定は、条約第四条5の規定に代わる。

### 第三条 課税上存在しない団体

- 1 条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

### 第二条

- 1 この条約は、次の租税について適用する。
  - (a) 日本国については、
    - (i) 所得税
    - (ii) 法人税
    - (iii) 復興特別所得税
    - (iv) 復興特別法人税
    - (v) 住民税(以下「日本国の租税」という。)
  - (b) 英国については、
    - (i) 所得税
    - (ii) 法人税
    - (iii) 譲渡収益税(以下「英国の租税」という。)
- 2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた実質的な改正又はこの条約における両締約国の義務に重大な影響を与える他の法令の改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

### 第三条

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
  - (a) 「英国」とは、グレートブリテン及び北アイルランドをいい、大陸棚に関する英国の法令により、かつ、国際法に従い、指定された英国の領海の外側に位置する区域であって、海底及びその下並びにそれらの天然資源に関して英国の権利を行使することのできるものを含む。
  - (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を行使することができ、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべてのもの（海底及びその下を含む。）をいう。
  - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は英国をいう。
  - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は英国の租税をいう。
  - (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
  - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
  - (g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
  - (h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
  - (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
  - (j) 一方の締約国の「国民」とは、次の者をいう。
    - (i) 英国については、英国市民又は英連邦に参加する国（英国を除く。）若しくは領域の市民権を有しない英連邦市民（ただし、英国において居住権を有する者に限る。）及び英国において施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、パートナーシップその他の団体
    - (ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体
  - (k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
    - (i) 英国については、歳入関税委員会又は権限を与えられたその代

理者

- (ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
  - (l) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
  - (m) 「年金基金又は年金計画」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす計画、基金、信託財産その他の仕組みをいう。
    - (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
    - (ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は一若しくは二以上の仕組みの利益のために所得若しくは収益を取得することを目的として運営されること。
    - (iii) (ii)にいう活動に関して取得する所得又は収益につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

#### 第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所、法人の設立場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。
- (a) 当該一方の締約国の政府及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体
  - (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計画
  - (c) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得又は収益の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

ただし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得、利得又は収益のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。
  - (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
  - (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
  - (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

~~3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。両締約国の権限のある当局による合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典（第二十三条1、第二十四条及び第二十五条により認められる特典を除く。）を要求する上で、いずれの締約国の居住者ともされない。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第四条1（同条3(e)の規定による修正の後のもの）の規定は、条約第四条3の規定に代わる。

#### 第四条 双方居住者に該当する団体

- 1 条約第四条1の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

- 4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得、利得又は収益に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合

において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得、利得又は収益のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得、利得又は収益のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

~~5 この条約の適用上、~~

- ~~(a) 一方の締約国において取得される所得、利得又は収益であつて、~~
- ~~(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、~~
  - ~~(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるもの~~
- ~~に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得、利得又は収益として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。~~
- ~~(b) 一方の締約国において取得される所得、利得又は収益であつて、~~
- ~~(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、~~
  - ~~(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの~~
- ~~に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。~~
- ~~(c) 一方の締約国において取得される所得、利得又は収益であつて、~~
- ~~(i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、~~
  - ~~(ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得、利得又は収益として取り扱われるもの~~
- ~~に対しては、この条約の特典は与えられない。<sup>1</sup>~~

<sup>1</sup> 条約第四条5の規定は、BEP S防止措置実施条約第三条1（同条3の規定による修正の後のもの）の規定に代わる（[4ページ参照](#)）。

## 第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
  - (a) 事業の管理の場所
  - (b) 支店
  - (c) 事務所
  - (d) 工場
  - (e) 作業場
  - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。
  - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
  - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
  - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
  - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
  - (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
  - (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十三条4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位  
の人為的な回避

- 4 条約第五条4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。
- (a) 条約第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。
- (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十五条1の規定は、条約について適用される。

## 第十五条 企業と密接に関連する者の定義

- 1 条約第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

## 第六条

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（固定的な料金であるか否かを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

## 第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限

り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。
- 3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。
- 4 他の条で別個に取り扱われている種類の所得、利得又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

## 第八条

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 この条の規定の適用上、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。
  - (a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得
  - (b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナ（コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得
- 3 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、英国の企業である場合には日本国にお

ける事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する税で英国において今後課されることのあるものを免除される。

- 4 1 から 3 までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得（共同事業における参加者の持分に比例して当該参加者に帰せられる利得に限る。）についても、適用する。

## 第九条

- 1 次の (a) 又は (b) に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

- ~~2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。~~

(注) 次の B E P S 防止措置実施条約第十七条 1 の規定は、条約第九条 2 の規定に代わる。

## 第十七条 対応的調整

- 1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であったとしたなら

ば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

- 3 1の規定にかかわらず、一方の締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該一方の締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度又は賦課年度の終了時から十年以内に当該企業の利得に対する調査を開始しない場合には、1にいう状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた場合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

## 第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。
- (a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人
- (b) 年金基金又は年金計画（当該配当が、当該年金基金又は年金計画が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合に限る。）
- 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 3(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。
- 6 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信

用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び支払者が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

- 7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から所得、利得又は収益を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた所得、利得又は収益から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。
- 9 一方の締約国の居住者が優先株式その他これに類する持分（以下この9において「優先株式等」という。）に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。
  - (a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
  - (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。
- ~~10 配当の支払の基因となる株式その他の権利の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該権利の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該配当に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。<sup>2</sup>~~

<sup>2</sup> 条約第十条 10 の規定は、B E P S 防止措置実施条約第七条 1 の規定に代わる ([27 ページ参照](#))。

## 第十一条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であって、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるとき（理由のいかんを問わない。）は、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 6 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者から利子の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者

が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

~~7 利子の支払の基因となる債権の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。<sup>3</sup>~~

## 第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。
- 2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金等をいう。
- 3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 4 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるとき（理由のいかんを問わない。）は、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 5 一方の締約国の居住者がある無体財産権の使用に関して他方の締約国

<sup>3</sup> 条約第十一条7の規定は、B E P S防止措置実施条約第七条1の規定に代わる（[27 ページ参照](#)）。

の居住者から使用料の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該無体財産権と同一の無体財産権の使用に関して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該無体財産権の使用に関して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

~~6 使用料の支払の基となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該使用料に対しては、この条に定める租税の免除は与えられない。<sup>4</sup>~~

### 第十三条

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によって取得する収益に対しては、当該法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分（以下「同種の株式等」という。）が第二十二條 7 (c) に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が保有し、又は所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。
- 3 次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(b)に規定する株式の譲渡（(a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）によって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。
  - (a) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下

<sup>4</sup> 条約第十二條 6 の規定は、B E P S 防止措置実施条約第七條 1 の規定に代わる（[27 ページ参照](#)）。

この3において同じ。)が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(b) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

- 4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

#### 第十四条

- 1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われぬ限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
  - (a) 当該課税年度又は賦課年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
  - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
  - (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

## 第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

## 第十六条

- 1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

## 第十七条

次条 2 の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

## 第十八条

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当

該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

## 第十九条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われる給付に限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

## 第二十条

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得、利得又は収益に対しては、当該所得、利得又は収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従って租税

を課することができる。

## 第二十一条

- 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わないものとし、また、信託財産又は管理された遺産から支払われる所得を除く。）であって前各条に規定がないもの（以下「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうち当該超過分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者がある権利又は財産に関して他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。
  - (a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
  - (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。
- ~~5 その他の所得の支払の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該その他の所得に対~~

~~しては、この条に定める租税の免除は与えられない。~~<sup>5</sup>

## 第二十二條

- 1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国において第十條 3、第十一條 1、第十二條、第十三條又は前條に定める所得、利得又は収益を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度又は賦課年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(g)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度又は賦課年度において適格者とする。
  - (a) 個人
  - (b) 適格政府機関
  - (c) 法人（その主たる種類の株式が、7(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され若しくは登録され、又は当該公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
  - (d) 個人又は法人以外の者（その主たる種類の持分証券が、7(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され若しくは登録され、又は当該公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
  - (e) 第四條 1 (b)又は(c)に規定する者（同條 1 (b)に規定する者にあつては、当該課税年度又は賦課年度の直前の課税年度又は賦課年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金又は年金計画に限る。）
  - (f) 個人以外の者（(a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。）
  - (g) 信託財産又は信託財産の受託者（次の(i)又は(ii)に掲げる者が、当該信託財産の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

<sup>5</sup> 条約第二十一條 5の規定は、B E P S防止措置実施条約第七條 1の規定に代わる（[27 ページ参照](#)）。

- (i) (a)から(e)までに掲げる適格者
  - (ii) 7(e)(i)に規定する同等受益者
- 3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
- 4 2(f)若しくは(g)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)若しくは(g)又は3に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度又は賦課年度について当該要件を満たすものとする。
  - (b) その他のすべての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得、利得又は収益の支払が行われる課税年度又は賦課年度の総日数の半数以上の日において2(f)若しくは(g)又は3に規定する要件を満たしているときに、当該支払が行われる課税年度又は賦課年度について当該要件を満たすものとする。
- 5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国において取得する第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っており、当該所得、利得又は収益が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであり、かつ、当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。
- (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得、利得若しくは収益を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)にいう関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得、利得若しくは収益を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する

者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得、利得又は収益について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

- (c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を直接又は間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3及び5の規定に基づき第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7 この条の適用上、

- (a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、イングランド銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいう。
- (b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める普通又は一般の株式をいう。ただし、普通又は一般の株式が単独で法人の議決権の過半数を占めていない場合には、合計して当該法人の議決権の過半数を占める二以上の種類の株式をいう。
- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
- (i) ロンドン証券取引所及び千九百八十六年金融サービス法又は二千年金融サービス市場法に基づき公認された有価証券市場
- (ii) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基

づき設立された有価証券市場

(iii) スイス証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリッド証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所及びウィーン証券取引所並びにナスダック市場

(iv) この条の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(d) 「持分証券」とは、持分に係る証券（債権に基づくものを除く。）であって、個人若しくは法人以外の者の資産若しくは所得に関する権利又は当該者から利得の分配を受ける権利を与えられたものをいう。「主たる種類の持分証券」とは、個人又は法人以外の者の価値の過半を占める持分証券をいう。ただし、持分証券が単独で当該者の価値の過半を占めていない場合には、合計して当該者の価値の過半を占める二以上の種類の持分証券をいう。

(e) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。

(i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約（以下「租税条約」という。）を有している国の居住者であって、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの

(aa) 租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有すること。

(bb) 当該居住者が、租税条約の特典条項に基づき適格者に該当すること又は租税条約にそのような規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること（租税条約の規定が2(g)の規定に相当する規定である場合には、2(g)(i)の規定に相当する規定により適格者に該当することとなるときに限る。）。

(cc) 第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条又は前条に定める所得、利得又は収益に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める種類の所得、利得又は収益について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(ii) 2(a)から(e)までに掲げる適格者

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第七条1の規定は、条約第十条10、  
第十一条7、第十二条6及び第二十一条5の規定に代わる。

## 第七条 条約の濫用の防止

- 1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

## 第二十三条

- 1 英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控除すること又は英国外の領域において生ずる配当若しくは英国外の領域にある恒久的施設の利得に係る英国の租税を免除することに関する英国の法令の規定(この1に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。)に従い、
  - (a) 日本国内の源泉から生ずる所得、利得又は課税譲渡収益につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税(配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除く。)は、当該日本国の租税の算定の基礎となった当該所得、利得又は課税譲渡収益について算定される英国の租税から控除する。
  - (b) 日本国の居住者である法人が英国の居住者である法人に支払う配当については、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。
  - (c) 英国の居住者である法人の日本国内にある恒久的施設の利得については、英国の法令に基づいて免除を適用することができ、かつ、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。
  - (d) 日本国の居住者である法人が、その議決権の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英国の居住者である法人に支払う配当であって、(b)の規定に基づいて租税が免除されないものについては、(a)に規定する英国の租税からの控除を行うに当たり、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払に充てられる利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

- 2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従って英国において租税を課される所得を英国において取得する場合には、当該所得について納付される英国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得、利得又は収益であってこの条約の規定に従って他方の締約国において租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

## 第二十四条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 第九条1、第十条9若しくは10、第十一条5から7まで、第十二条4から6まで又は第二十一条3から5までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者に支払った配当、利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の居住者の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

## 第二十五条

- 1 ~~一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める一方の締約国の居住者又は受けることになると認める一方の締約国の居住者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条1の第一文の規定は、条約第二十五条1の第一文の規定に代わる。

### 第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年の期間が満了する日又は租税の賦課に係る課税年度若しくは賦課年度の終了の日から六年の期間が満了する日のいずれか遅い日までに、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。~~成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限その他の手続上の制限（当該合意を実施するための手続上の制限を除く。）にもかかわらず、実施されなければならない。~~

(注) 次のB E P S防止措置実施条約第十六条2の第二文の規定は、条約について適用される。

### 第十六条 相互協議手続

成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかか

わらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。
- 5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、  
(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、  
当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。
- 6 5の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

## 第二十六条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。
- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的の

ためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
  - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
  - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
  - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人若しくは代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

## 第二十六条のA

- 1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。
- 2 この条において、「租税債権」とは、第二条の規定によって対象とされる租税であって両締約国が課するもの及び次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及

び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、

(i) 消費税

(ii) 相続税

(iii) 贈与税

(b) 英国については、

(i) 付加価値税

(ii) 相続税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時ににおいて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時ににおいて当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

- 6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば、当該他方の締約国の法令に従って当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。
- 7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。
- 8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。
  - (a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。
  - (b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。
- 9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
  - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
  - (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。
  - (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。
  - (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。
  - (e) 支援を要請された租税が一般的に認められている課税の原則に反して課されたと当該一方の締約国が認める場合に支援を行うこと。
- 10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援

の要請の数の上限、支援を要請することができる租税債権の最低金額及びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則について合意する。

## 第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

## 第二十八条

- 1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、次のものについて適用する。
  - (a) 英国においては、
    - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得する所得
    - (ii) (i)の規定が適用される場合を除くほか、所得税及び譲渡収益税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度のもの
    - (iii) 法人税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各会計年度のもの
  - (b) 日本国においては、
    - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
    - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- 3 千九百六十九年二月十日に東京で署名され、千九百八十年二月十四日に東京で署名された議定書によって改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約（以下この条において「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。
- 4 旧条約は、旧条約が適用される開発用地税及び石油収入税につき、この

条約が効力を生ずる日以後、適用しない。

5 旧条約は、この条の規定に従って適用される最後の日に終了する。

6 この条約の効力発生の際において旧条約第二十二條の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなお効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

## 第二十九條

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失う。

(a) 英国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取得される所得

(ii) (i)の規定が適用される場合を除くほか、所得税及び譲渡収益税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度のもの

(iii) 法人税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各会計年度のもの

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千六年二月二日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
野上義二

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために  
ドーン・プリマローロ

## 議定書

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 条約第三条 1 (m) に関し、年金基金又は年金計画は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項（これらの一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）に規定する租税が課される場合においても、条約第三条 1 (m) (ii) にいう活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われる。
- 2 条約第七条に関し、英国の居住者が日本国の法令に基づき設立された組合の構成員である場合には、当該組合の取得する所得、利得又は収益のうち当該英国の居住者の持分に対応する部分については、この条約のいかなる規定も、英国が当該英国の居住者に対し租税を課することを妨げるものではない。
- 3 条約第十四条 1 に関し、ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益、所得又は収益であってストックオプションの付与から行使までの期間に関連するものは、同条の適用上、「その他これらに類する報酬」とされることが了解される。

さらに、被用者が次の(a)から(d)までに掲げる要件を満たす場合には、二重課税を回避するため、ストックオプションの行使の時に当該被用者が居住者とならない締約国は、当該利益、所得又は収益のうち当該被用者が勤務を当該締約国内において行った期間中当該ストックオプションの付与から行使までの期間に関連する部分についてのみ租税を課することができることが了解される。

- (a) 当該被用者が、その勤務に関して当該ストックオプションを付与されたこと。
- (b) 当該被用者が、当該ストックオプションの付与から行使までの期間中両締約国内において勤務を行ったこと。
- (c) 当該被用者が、当該行使の日において勤務を行っていること。
- (d) 当該被用者が、両締約国の法令に基づき両締約国において当該利益、所得又は収益について租税を課されることになること。

除去されない二重課税を生じさせないため、両締約国の権限のある当

局は、このようなストックオプション制度に関連する条約第十四条及び第二十三条の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を、条約第二十五条の規定に基づく合意によって解決するよう努める。

- 4 条約第二十二条 7 (e) に関し、条約第十条 3 の適用上、同条 3 の特典を要求する法人の株式を直接又は間接に所有する者が同等受益者であるか否かを決定するに当たっては、その者は、当該特典を要求する法人が所有している同条に規定する配当を支払う法人の発行する議決権のある株式と同数の株式を所有しているものとみなされることが了解される。
- 5 条約第二十五条 5 の規定に関し、
  - (a) 両締約国の権限のある当局は、同条 5 の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条 5 に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。
  - (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
    - (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
    - (ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
    - (iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び同条 1 の規定に従って申し立てられた事案に関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。
    - (iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十六条 2 及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。
    - (v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

- (c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
- (d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
  - (i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
  - (ii) 仲裁決定は、条約第二十五条5の規定、この5の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたのものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。
- (e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項について合意に達した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われぬ。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千六年二月二日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
野上義二

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために  
ドーン・プリマローロ